

# [新] 第28条・第29条 学べる権利

子どもの権利条約プロモーター講座  
基礎コース 第4日

定者 吉人

# 日本語訳について

公式文(英文)、政府訳と対象しながら私の訳を読んでいます。

私の訳の全文(PDF)は[こちら](#)。

## 今日、読む条文

- 第28条1項(学べる権利)
- 第29条1項(学びの目的)
- 第28条2項(学びの場のあり方 暴力防止)
- 第29条2項(学びの場を作る自由)

# 第28条第1項

## 【定者の訳】

子どもは、学べる権利を持っている。

## 【政府訳】

1 締約国は、教育についての児童の権利を認める。

## 【英文】

1. States Parties recognize **the right of the child to education**

# 「教育を受ける権利」から「学べる権利」へ

1959 子どもの権利宣言 [こちら](#)

- 第7条「子どもは、教育を受ける権利を有する・・・(The child is entitled to receive education)」

1978 ポーランド案(子どもの権利条約草案)

- 第7条「子どもは、教育を受ける権利を有する。」
- *The child is entitled to receive education,*

子どもを単なる受益者にとらえるのではなく、権利の主体 (rights-holder) として認識すべき、との批判を受けて、

1979 ポーランド 改訂版を提出 これが現在の28条1項

- *The child shall have the right to education*

日本の場合

## 戦前の、親の、子どもを就学させる義務

### 戦前

1886年(明治19年) 第一次小学校令 「父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」と定めた。当初は4年間。

1941年(昭和16年) 国民学校令 「保護者は満6歳の児童が14歳になる学年までの8年間、児童を国民学校に就学させる義務を負う」とした。

## 学校で子どもを教える内容—教育勅語

…常(つね)に国憲(こくけん)を重(おも)んじ、国法(こくほう)に遵(したが)ひ、一旦緩急(いったんくわんきふ)あれば義勇公(ぎゆうこう)に奉(ほう)じ、以(もつ)て天壤無窮(てんじょうむきゅう)の皇運(こわううん)を扶翼(ふよく)すべし。是(かく)の如(ごと)きは、獨(ひと)り朕(ちん)が忠良(ちゅうりやう)の臣民(しんみん)たるのみならず、又(また)以(もつ)て爾祖先(なんじそせん)の遺風(いふう)を顕彰(けんしょう)するに足(た)らん。…

教育勅語 (振仮名付読み下し文訳)

## 戦後の憲法の下でも同じ発想

- 憲法第26条第2項「…普通教育を受けさせる義務を負ふ。」
- 教育基本法第5条第1項「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」
- 国が子どもを学校で教育する。
  - 学校教育法第17条「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、小学校義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」
- 学校で子どもに教える内容は国が決める。

# 学習指導要領

## 小学校の例

- 学校教育法第33条 「小学校の教育課程に関する事項は、…文部科学大臣が定める。」
- 学校教育法施行規則第52条 「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」
- 学習指導要領

# 世界の国々のカリキュラム内容の決定

## ①中央集権モデル(日本、フランス)

国家レベルの教育省などの単一の中央機関がカリキュラムの内容、評価方法、教科書、教育目標に関する重要な決定を行う。学校や教員といった下位レベルは、主にその決定を実施する役割を担う。

統一性を確立したり、中央で定義された特定の国家目標を達成したりするための手段として頻繁に用いられる。

## ②地方分権モデル(アメリカ合衆国、スイス、ドイツ)

カリキュラムに関する決定権限が地域(州など)や学区、学校などのレベルに移譲される。

- 利点

地域適合性と柔軟性、イノベーションを促進、地域のステークホルダー(教員、保護者、コミュニティ)の関与を高める、効率性と成果向上、現場の能力開発を育成

- 弱点

格差の拡大、転校の困難、国家的な目標や基準の達成が困難、カリキュラム作成の専門性の不足、評価の信頼性、重複とコスト増

### ③中央集権と地方分権の両方の要素の組み合わせ(フィンランド)

中央で設定された国家的な枠組みやコア・カリキュラムは存在するが、地域当局や学校には、それを適応させ実施するための相当な自律性が委任されている。

フィンランドは中央集権的で管理されたシステムから地域のニーズおよび教員の自律性のバランスを取るやり方に移行した。

## 整理

中央集権型、地方分権型、ハイブリッド型のモデルは、それぞれ特徴的な長所と短所を持つ。

中央集権型は全国的な標準化と公平性を目指すが硬直的になりやすく、地方分権型は地域のニーズに応じた柔軟性を持つが格差を生む可能性がある。ハイブリッド型は両者のバランスを試みる。

- どのモデルを選択するかは、単に技術的な問題ではなく、国の歴史、政治哲学、社会的な文脈に深く根差していることが多い。

## 第29条第1項

### 【定者の訳】

1 日本は、子どもの学びが、次のことをめざして行うことに同意する。

### 【政府の訳】

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

### 【英文】

1. States Parties agree that the education of the child shall be directed to:

## 第1項(a)

### 【定者の訳】

(a) それぞれの子どもが持ついろいろな力を、いっばいに のぼす。

### 【政府の訳】

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

### 【英文】

(a) The development of the child's **personality, talents and mental and physical abilities** to their fullest potential;

# 第1項(b)

## 【定者の訳】

(b) だれもが人として大切にされる権利を持っていること、そして自由に生きる権利を持っていることを、理解し尊重する気持ちを育てる。

## 【政府の訳】

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

# 第1項(b)(続き)

## 【英文】

(b) The development of respect for human rights and fundamental freedoms, and for the principles enshrined in the Charter of the United Nations;

# 国際連合憲章と人権尊重について

- **前文**

「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」する。

- **第1条(目的)**

国際連合の目的は「・人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」

- **第55条**

国際連合は・「諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために・人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を促進する。

# 第1項(c)

## 【定者の訳】

(c) 自分たちの文化、文明を尊重し、同時に、他の文化、文明も尊重する気持ちを育てる。

## 【政府の訳】

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

## 第1項(c)(続き)

### 【英文】

(c) The development of respect for the child's parents, his or her own cultural identity, language and values, for the national values of the country in which the child is living, the country from which he or she may originate, and for civilizations different from his or her own;

## 第1項(d)

### 【定者の訳】

(d) 人は互いに認め合い、平和に、寛容に、男女平等に、友情を持って生きるべきだ、との精神を身につけ、自由な社会の中で責任ある生活ができる人になる。

### 【政府の訳】

(d) すべての人民の間、種族的、国民的及び宗教的集団の間並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

## 第1項(d)(続き)

### 【英文】

(d) The preparation of the child for responsible life in a free society, in the spirit of understanding, peace, tolerance, equality of sexes, and friendship among all peoples, ethnic, national and religious groups and persons of indigenous origin;

## 第1項(e)

### 【定者の訳】

(e) 自然を大切にすることを持つ。

### 【政府の訳】

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

### 【英文】

(e) The development of respect for the natural environment.

## 第28条第2項

### 【定者の訳】

子どもが学校で守るべきルールや指示は、子どもの、人としての尊厳に反するものであってはならないし、この条約で定められた子どもの権利に反するものであってはならない。

## 【政府訳】

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

## 【英文】

2. States Parties shall take all appropriate measures to ensure that **school discipline** is administered in a manner **consistent with the child's human dignity and in conformity with the present Convention**.

## 用語

- **school discipline** 学級や学校全体の **秩序・規律** を指す。

第28条第2項は当初、体罰を禁止する規定と位置付けられていなかったが、その後、同委員会の総括所見や一般的意見を通じて、第28条第2項が「学校における体罰禁止」の根拠として積極的に引用されるようになった。

# 今後の学校の課題

# 子どもが自由に思いをあらわす権利の実現

## 基本原則：

- すべての子どもは自由に思いや考えをあらわす権利を有する
- これが学校運営や子どもの学び支援(教育)の内容の改善に直結する

## 子どもの権利委員会の考え：

- 子どもの思いが尊重され、学校での意思決定に反映される仕組みが必要
- 子どもが思いをあらわすための安全な環境の整備が不可欠

# 子どもの『学べる権利』の実現

## 権利の定義：

- 子どもが主体的に学び、成長する環境の提供
- 単なる知識伝達ではなく、全人的な発達の促進

## 国連子どもの権利委員会の考え：

- 子どもの学び支援(「教育」)は、子どもにとって、自らの可能性を発見し、自己実現を果たすための権利である
- 子どもの才能や興味を最大限に引き出す環境の整備が求められる

# 教員の役割と研修の必要性

## 教員の新たな役割：

- 子どもの「学べる権利」を支えるパートナーとして、非暴力的かつ子ども中心の指導を実践する
- 子どもが自由に思いをあらわすことを尊重する指導法の開発・採用が必要

## 研修の充実：

- 子どもの権利条約に基づく研修プログラムの開発・整備
- 定期的な研修やワークショップ

# 教員の労働環境改善の必要性

## 現状の課題：

- 長時間労働、大人数学級など、教員が子ども一人ひとりに十分向き合えない状況
- 業務負担の過多が、質の高い指導の妨げとなっている

## 改善策：

- 適切な教員数の確保、学級規模の適正化
- 支援スタッフ(カウンセラー等)の配置による業務負担の軽減
- 学校に子どもの思いを聴く子どもアドボケイトを！

# 今後の改善策(まとめ)

- 学校全体での子どもの権利条約の研修(特に、子どもが自由に思いをあらわす権利)と子どもの権利の啓発活動の実施
- 対話や説明、個別のフォローアップによる学びのサポート
- 懲戒の代替措置としてのポジティブ・ディシプリンの実践
- 子どもの行動の背景を探るためのカウンセリングの活用
- 学校に子どもの思いを聴くアドボケイトを！

## 第29条第2項

### 【定者の訳】

誰でも、子どもの学びのために、**学校を作り運営する自由**がある。

そこでの子どもの学びは、第29条第1項で述べた学びの目的に沿っている必要があるし、日本が決めたままりにかなっている必要があるが、日本が決めるきまりは最小限のものでなくてはならない。

### 【政府訳】

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

## 【英文】

2. No part of the present article or article 28 shall be construed so as to interfere with **the liberty of individuals and bodies to establish and direct educational institutions,**

subject always **to the observance of the principle** set forth in paragraph 1 of the present article and **to the requirements** that the education given in such institutions shall conform to such **minimum standards** as may be laid down by the State.

# 用語

- **establish and direct educational institutions** 学校を作り運営する自由
- **to the observance of the principle** set forth in paragraph 1 第29条第1項で述べた学びの目的に沿っていること
- conform to such **minimum standards** as may be laid down by the State 日本が決めた最小限のきまりを守ること